

訪問看護ステーションかりゆし 運営規程

(介護予防訪問看護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人上善会が開設する訪問看護ステーションかりゆし（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問看護（以下「介護予防訪問看護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要支援状態（以下「要支援」という。）の利用者の立場に立った介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する介護予防訪問看護は、利用者が要支援となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要支援の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 介護予防訪問看護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている介護予防訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う

(2) 看護師 3名以上

看護師は、医師の指示による介護予防訪問看護計画に基づき介護予防訪問看護に当たる。

(3) 理学療法士 非常勤 相当数

(介護予防訪問看護の内容)

第4条 介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の介助
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア

- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の交換・管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) 介護予防訪問看護計画書の作成
- (12) 介護予防訪問看護報告書の作成

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日 午前8時30分～午後5時30分
- (2) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は石垣市とする。

(指定介護予防訪問看護の利用料等)

第7条 介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 第6条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防訪問看護に要した交通費はその実費を徴収する。
- 3 介護予防訪問看護の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(苦情処理)

第8条 介護予防訪問看護に関わる苦情が生じた場合には、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

- 2 利用者または家族に対する苦情の措置の概要については重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

(事故発生時の対応)

第9条 利用者に対する介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第10条 介護予防訪問看護の提供の際、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡と指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な

場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(高齢者虐待の防止)

第11条 事業所は利用者の人権擁護、虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その虐待防止の為に必要な措置

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所の従業者または養護者(利用者の家族など利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する計画をたてておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出の訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は感染症や非常災害発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は従事者に対し、当該業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を予め文書により得ることとする。

5 事業所は、介護予防訪問看護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から2年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人上善会と事業所管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年11月1日より施行する。

この規程は平成31年 2月1日より施行する。

この規程は令和 1年 7月1日より施行する。

この規程は令和 3年 7月1日より施行する。

この規程は令和 4年 4月1日より施行する。

この規定は令和 6年 6月1日より施行する。